



うちなー健康経営宣言

第 2039 号

令和 6 年 12 月 23 日 登録

令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

当クリニックは、職員の健康を最も重要な財産と考え、さらには職員の健康を支えることが地域社会の未来につながると考えここに健康経営宣言をします。職員が心身ともに健やかに働き続けられるよう、健康管理の推進と職場環境の改善に取り組みます。具体的には生活習慣病予防やメンタルヘルス支援を強化するとともに、定期的な健康管理と早期対応に努めます。全職員の健康支援体制を整えることで、職員が持つ知識と技術を地域医療へ役立てることができ、健康で安心して暮らせる地域社会の創造へ貢献できると信じます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う
6. 運動機会の増進に取り組む
7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
8. 感染症予防に取り組む
9. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
10. メンタルヘルス対策に取り組む
11. 治療と仕事の両立支援に取り組む
12. その他
 - ・ 福利厚生にて週に1回ヨガ教室の開催